

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

天龍運送株式會社定款

03 04 05 06 07 08 09 | **10** 11 12 13 14 15 16 17 18 19 | **20** 21 22 23 24 25 26 27 28 29 | **30** 31 32 33 34 35 36

天龍運送株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ天龍運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社營業ノ目的ハ左ノ如シ

一、諸貨物ノ運送及運送取扱業

二、労力供給請負

三、金錢貸付業

四、右各項ニ附帶スル一切ノ業務

第三條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ設置シ支店ヲ左ノ各地ニ設置ス

東京市

汐留支店

小名木川支店

第四條 當會社資本金ノ總額ハ金參拾萬圓ニシテ之ヲ六千株ニ分チ
壹株ノ金額ヲ金五拾圓ト定ム

第五條 當會社ノ存立期限ハ無期限トス

第六條 當會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ掲載ス

第七條 株主ハ住所並ニ印鑑ヲ當會社へ届ケ置クヘシ其轉住又ハ改
印ヲ爲シタルトキモ亦同シ

但届出ヲ怠リタル爲メ生シタル損害ハ當會社其責ニ任セス

第二章 株式

第八條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券五株券拾株券ノ參種ニ分ツ

第九條 當會社ハ株式ノ共有ヲ許サス且ツ當會社ノ承諾ヲ得スシテ
株式ノ賣買讓渡ヲナスコトヲ得ス

第十條 當會社ノ株金第壹回拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第

貳回以後ノ拂込ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第拾壹條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ遲怠拂込
金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ニ依ル遲延利息ヲ仕拂ヒ且之カ爲
メ生シタル費用ヲ當會社ニ支拂フヘシ

第拾貳條 當會社ノ株式ヲ賣買讓渡スルトキハ當會社所定ノ様式ニヨ
リ双方連署ノ書面ニ株券ヲ添へ書換ヲ請フ可シ當會社ハ取得者
ノ氏名住所ヲ株式名簿ニ記載シ社長又ハ專務取締役其株券ニ署
名捺印シテ株式移轉ヲ證ス可シ株式ノ賣買讓渡ハ前項ノ手續ヲ
履行シタル上ニアラサレハ當會社ニ對シテ其効ナキモノトス
第拾參條 株主氏名住所ヲ變更シ又ハ婚姻遺言家督相續若クハ遺產相
續ニヨリ株式ヲ取得シタルモノハ其證明書ヲ添へ株券ノ書換ヲ
請求スヘシ

第拾四條 株券ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其事由ヲ詳記シ保證人貳

人以上連署セル書面ヲ差出シ新株券ヲ請求スルコトヲ得

但シ亡失ノ場合ニ於テハ參日間公告シ參ヶ月ヲ經過スルモノ發

見セサルトキハ新株券ヲ交付ス

公告其他ノ費用ハ本人ヨリ前納セシムルモノトス

第拾五條 株券名義書換ノ手數料ハ株券壹通ニ付金拾錢新株券交付ノ手數料ハ株券壹通ニ付金貳拾五錢ヲ徵收ス

第拾六條 當會社ハ四月壹日及拾月壹日ヨリ定時總會當日迄株券名義書換ヲ停止ス

但臨時總會ノ節ハ開會當日ノ貳週間前ヨリ之ヲ停止ス

第參章 株主總會

第拾七條 株主總會ヲ分ツテ定時總會臨時總會ノ貳種トス

定時總會ハ毎年四月拾月ノ貳期ニ社長之ヲ招集ス

臨時總會ハ社長取締役又ハ監査役^ミ於テ必要ト認ルトキ又ハ

資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的及其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ之ヲ招集ス

第拾八條 總會ヲ招集スルニハ會日ノ拾四日前ニ開會ノ場所日時會議ノ目的及事項ヲ記載シタル通知狀ヲ發送スヘキモノトス

第拾九條 總會ノ議事ハ招集狀記載ノ目的事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第貳拾條 總會ハ總株數ノ四分ノ一ニ當ル株主出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第貳拾壹條 總會ニ於テハ社長又ハ取締役議長タルヘシ若シ差支アルトキハ出席株主中ヨリ議長ヲ選舉スヘシ

第貳拾貳條 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス

但議長ハ裁決權ヲ有スルカ爲メニ自己固有ノ議決權ヲ妨ケス
第貳拾參條 株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得ルト雖モ其

代理人ハ必ス當會社ノ株主ニ限ルヘシ

但代理人ハ委任狀ヲ當會社ニ差出スヘシ
第貳拾四條 株主ニシテ無能力者ナルトキハ法律上ノ代理人代リテ出席
シ議事ニ與ルコトヲ得ト雖モ其代理人ハ豫メ戸籍吏ノ證明書ヲ
當會社ニ届ケ出アルモノニ限ルヘシ

第貳拾五條 總會ノ決議事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ出席ノ取締役監査役
署名捺印ノ上會社ニ保存スヘシ

第四章 役員

第貳拾六條 總會ニ於テ壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ取締役七名以
内五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ監査役參名以内ヲ選舉ス
第貳拾七條 取締役ハ各自其任期中其所有株式壹百株ヲ監査役ニ供託ス

ヘシ其預リ證ニハ『禁融通』ノ參字ヲ記入スルコト要ス

第貳拾八條 取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名專務取締役壹名常務取締役若
干名ヲ選定スルモノトス
同條ノ貳 取締役ハ取締役會ノ決議ヲ以テ株主中ヨリ相談役ヲ選任ス
ルコトヲ得

第貳拾九條 社長及專務取締役ハ取締役會ノ決議ニ從ヒ社務ノ全体ヲ統
理シ内外ニ對シ會社ヲ代表ス常務取締役ハ社長及專務取締役ヲ
補佐シ社務ヲ分掌スルモノトス社長及專務取締役事故アルトキ
ハ常務取締役ノ内壹名其事務ヲ代理ス
第參拾條 取締役ハ取締役會ニ於テ營業上ノ諸規則内規及支配人以下
手代ノ任免黜陟並ニ給料旅費等ヲ議定ス
第參拾壹條 取締役又ハ監査役任期中缺員ヲ生シタルトキハ直チニ臨時
總會ヲ開キ補缺員ヲ選舉ス

但補缺員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼續スルモノトス
第參拾貳條 前條役員ノ缺員ニシテ法定ノ員數ニ缺カサルトキハ補缺選
舉ヲナササルコトアルヘシ

第參拾參條 取締役ノ任期ヲ參ヶ年トシ監査役ノ任期ヲ貳ヶ年トス
但前項任期終了ノ期日ヲ任期中ノ最終配當期ニ關スル定期株

主總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

第參拾四條 社長、專務取締役、常務取締役、取締役及監査役ノ俸給ハ
株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第參拾五條 當會社ノ總勘定ハ之ヲ貳期ニ分チ四月ヨリ九月迄ヲ上半期
トシ拾月ヨリ翌年參月迄ヲ下半期トス

第參拾六條 取締役ハ定期總會ノ會日ヨリ壹週間前ニ左ノ書類ヲ監査役
ニ提出シ總會ニ於テ承諾ヲ得タル後貸借對照表ヲ公告ス

一、財產目錄

一、貸借對照表

一、營業報告書

一、損益計算書

一、準備金及利益ノ配當ニ關スル議案

第參拾七條 當會社ノ損益計算ハ毎期總益金ヨリ一切ノ諸經費、諸支拂
利子及損失金ヲ控除シ其殘金ヲ純益金トシ左ノ割合ニ從ヒ配當
スヘシ

純益金百分ノ拾以上 積立金

純益金百分ノ貳拾以下 役員賞與金

純益金百分ノ七拾以下 株主配當金

但都合ニ依リ内幾分ヲ別途積立金トナシ若クハ後期ニ繰越
スコトアルヘシ



